

# 令和2年版環境白書

## 第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

### 第2節 環境への負担の少ない適正処理の推進

#### 2. 産業廃棄物対策

##### (1) 廃棄物処理計画及び産業廃棄物の処理体系

###### (1) 事業目的

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」※1に基づき廃棄物処理計画を定め、廃棄物の減量や適正処理をすすめることを目的としています。

###### (2) 取組状況

本県では、環境への負担の少ない持続的に発展する「しまね循環型社会」の実現を目指すことを基本理念におき、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて、平成28年3月に「第3期しまね循環型社会推進計画」を策定し、県内における廃棄物の発生抑制、資源の循環利用、廃棄物の適正な処理を推進しています。

廃棄物適正処理の推進として、事業者への監視・指導のほか、不法投棄パトロール、施設整備への助成、研修会の開催などを行いました。

###### (3) 参考情報

第3期しまね循環型社会推進計画

<https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kankyo/kankyo/junkan/jyunkankeikaku2.data/dai3kijyunkankeikakuA4.pdf>

#### ※1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。

#### 【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6419